

阪神西部（武庫川流域圏）地域総合治水推進計画の見直しについて

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨や、平成 28 年 8 月の台風 10 号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生した。また、全国各地で頻発・激甚化する豪雨に対応するため、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える「水防災意識社会」の再構築に向けた取り組みが必要となった。

この取り組みを中小河川も含めた全国の河川でさらに加速化させ、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現し、関東・東北豪雨や台風 10 号のような被害を二度と繰り返さないための抜本的な対策を講じるため、「水防法等の一部を改正する法律」が平成 29 年 5 月に公布、同年 6 月に施行された。

これらを踏まえ、阪神西部（武庫川流域圏）地域では、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進するため、以下のとおり、計画内容の一部を見直す。

1. 水防法の改正を踏まえた追加項目

水防法の改正に伴い阪神西部（武庫川流域圏）地域で取り組む事項を追加する。

(1) 想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図の作成・周知

平成 29 年度中に武庫川・有馬川において想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等を作成することについて記載。(p. 84)

(2) ホットラインの構築

平成 29 年 5 月洪水予報河川及び水位周知河川の沿川市等と河川管理者において、ホットラインを構築しており、毎年水防連絡会を活用して連絡体制を確認することを記載。(p. 98)

(3) 水害対応タイムラインの策定

洪水予報河川及び水位周知河川において、水害対応タイムラインを作成しており、毎年水防伝達演習等を活用して水害対応タイムラインの検証を行うことを記載。(p. 98)

(4) 市による想定最大規模洪水を対象とした取り組み

・ハザードマップの作成・周知

想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図が作成されるため、当該浸水想定に基づく水害ハザードマップを作成し周知することを記載。(p. 107)

・手づくりハザードマップの更新・作成

想定最大規模降雨による洪水を対象とした、手づくりハザードマップ、まちごとまちごとハザードマップ等の取り組みを検討もしくは実施することを記載。(p. 107)

・広域避難・連携体制の検討

大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討・調整を行うことを記載。(p. 117)

(5) 要配慮者利用施設における、避難確保計画作成の支援

洪水のリスクが高い区域にある要配慮者利用施設において避難確保計画の作成が義務化されたことから、施設管理者に促し、避難確保計画の作成や避難訓練の実施を支援することを記載。(p. 113)

2. 各種データの更新、取り組み内容等の時点修正

3. フォローアップシートの更新